

平成24年度
制定予定

出雲市自治基本条例（仮称）
の制定に向けて

誇れる出雲市 私たちの手で

市民の思いをまちづくりに

地方分権の進展により、国と地方は上下の関係から対等で協力し合う関係へと位置づけが変わり、また、少子・高齢化の進展、住民ニーズやライフスタイルの多様化など社会経済情勢も変化してきています。

このような中、多くの自治体では、地方分権時代にふさわしいまちづくりに対応するため、自治を担う市民、議会、行政等のそれぞれの役割と責任、情報の共有や市民参加、住民投票など市政運営の基本理念や基本原則を定めた、『まちのルール』ともいわれる「自治基本条例」を制定し、自らの考えと責任において自立的な地域運営を行っています。

出雲市においても、「住民が主役のまちづくり」「わかりやすい市政の運営」を実現するため、この「自治基本条例」の制定に向けて検討をはじめています。

将来にわたり、出雲市のまちづくりの基本となる「出雲市のルール」を市民のみなさんと一緒につくっていきましょう。



出雲市長 長岡 秀人

あなたの参加が 新しい自治への第一歩

Q. 自治基本条例って何…？

A. 自治基本条例は、自治のあり方や、まちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかについて、その基本となるルールを定めるものです。具体的な内容は、これから市民のみなさんとともに検討していきます。



既に条例を制定している多くの市町村では、主に次のような内容が定められています。

- 情報共有や市民参加・協働などの自治の基本原則
- 自治を担う市民、議会、行政等の役割と責任
- 情報公開や住民投票などの自治を推進する制度

Q. なぜ、自治基本条例が必要なの…？

A. 国の事業や法律は、必ずしも地域の実情にあっているものばかりではありません。「地域のことは地域で決める」という地方分権の時代にあって、出雲市の特性をいかし、市民の力を発揮していくためには、市独自の自治やまちづくりのルールを定めることが必要です。



これからの
予定

出雲市自治基本条例（仮称）の 制定にご参加ください！

多くの市民のみなさんのご意見を伺いながら条例を制定したいと考えています。あなたの意見をお聞かせください。

【H22.6月中～下旬】

**市民懇話会（仮称）の検討委員の募集
条例制定に向けたイベントの開催**

条例づくりに
参加してみませんか。

*市民懇話会（仮称）やイベントの内容については、広報いずもや市のホームページ等でお知らせします。

*お問合せ

出雲市 総合政策部 政策企画課 TEL(0853)21-6612 FAX(0853)21-6729

ホームページ <http://www.city.izumo.shimane.jp/>